

本部長候補者選出要領

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部

- 1 この要領は、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「当本部」という。）の本部長候補者の選出を目的とし定める。

- 2 当本部、公益社団法人不動産保証協会神奈川県本部及び一般社団法人全国不動産協会神奈川県本部（以下「三団体」という。）の本部長候補者は、三団体の円滑かつ合理的な運営の観点から同一人とする。

- 3 次期本部長候補者の資格基準は次の各号の定めるところによる。
 - (1) 定款第 30 条（定款施行規則第 37 条第 3 項で準用）の要件に該当しないこと。
 - (2) 本部長候補者立候補届出書の提出時点において、2 期以上連続して当本部理事に就任していること。

- 4 次期本部長候補者に立候補しようとする者は、本部長候補者立候補届出書を総会開催の 7 日前までに本部長に提出しなければならない。

なお、本部長は速やかに本部長候補者立候補者の氏名を理事候補者に通知するものとする。

- 5 次期本部長候補者に立候補する者が 1 名の場合は、以下 6 項の選挙会は実施しない。

次期本部長候補者に立候補しようとする者が複数となる場合の次期本部長候補者の選出方法は、次のとおりとする。

 - (1) 三団体のうち最初に開催される定時総会において、神奈川県本部役員の選任が承認された直後に 選任された理事による選挙会を実施する。
 - (2) 選挙にあたって、次期本部長候補者立候補者は所信表明を行う。

(3) 選挙会終了後に理事会を開催し、選挙会の結果を参考として理事会の決議により次期本部長候補者を選出する。

(4) 選挙会において投票ができるのは選挙会に出席した理事とし、開票立会人は監事とする。

7 前項の投票は、単記無記名投票によるものと

し、第1回の投票で過半数の得票に達した者がいない場合においては、上位2名により過半数の得票に達するまで投票を行うことができる。

投票のうち次の各号に掲げるものは無効とし、投票の効力に疑義を生じたときは、立会した監事の協議により決定する。

(1) 定めた用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 候補者の氏名以外のことを記載したもの

(4) 候補者の氏名を判読しがたいもの